

随意契約（相手方指定）調書

件名	三河島駅前北・西日暮里駅前地区市街地再開発事業に関するアドバイザー業務委託	5200512
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年7月4日	
契約金額	15,950,000円（消費税込み）	
契約相手方	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 (法人番号：6010001107003)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>三河島駅前北・西日暮里駅前地区市街地再開発事業に関するアドバイザー業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 所在地 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 代表者 代表取締役 近藤 聡</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、三河島駅前北・西日暮里駅前地区再開発事業の円滑な推進等に向け、再開発事業に係る評価・監査の専門的知見を有する業者による客観的評価や助言の実施について、委託するものである。 主管課では、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記の相手方を指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件業務の実施にあたっては、不動産実務に加えて法務・会計・税務など幅広い専門知識が必須となることに加え、再開発組合による評価額提示前に区として事前に客観的評価額を把握しておく必要があるため、限られた期間での確実かつ効率的な実施が求められる。 上記業者は、第一種再開発事業の計画作成や他社が策定した再開発事業計画等に係る評価業務の実績を多数有しており、第三者の立場で監査の視点での評価の実施が可能であることから、本件の前段階である、当再開発事業における区の従前資産鑑定評価額に対する妥当性等の検証業務について、区との協定により令和4年度に実施した。当該検証業務において、上記業者は査定項目について自社保有の市場データから裏付ける検証や確認を行う等、適切な成果を上げた。 上記業者であれば、令和4年度に実施した前述の検証業務における調査・研究の蓄積があることに加え、当再開発事業の経緯や状況を的確に理解しているため、限られた期間における効率的な実施が可能であり、区の意向に即した確実な業務履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>